



県章

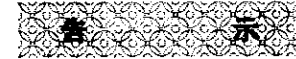
三重県公報

昭和61年11月11日 火曜日 第11532号

目次

告示

- 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに療養取扱機関の申出の受理 (保険課) 1
- 保安林の指定を解除する予定である旨の通知 (林業課) 2
- 同件 (同) 2
- 同件 (同) 2
- 同件 (同) 3
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出及びその指定漁船調書の縦覧 (漁政課) 3
- 都市計画の変更図書の縦覧 (都市計画課) 4



三重県告示第552号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条ノ3第1項の規定により次のとおり保険医療機関及び保険薬局を指定し、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第37条第3項の規定により療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされた。

昭和61年11月11日

三重県知事 田川亮三

名称	所在地	指定及び申出 受理年月日
南産婦人科	松阪市下村町1041	61.10.15
イワサ小児科	松阪市下村町1041	61.10.15
森太薬局	四日市市富田2丁目14番14号	61.8.1
サンダ薬局	亀山市みずほ台14番192号	61.10.15

三重県告示第553号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨、通知があつた。

昭和61年11月11日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
上野市一之宮字田原1116の1、1116の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

三重県告示第554号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨、通知があつた。

昭和61年11月11日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
多気郡明和町大字新茶屋字藤ノ谷68の1、68の56（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
公共施設用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を三重県農林水産部林業事務局林業課及び明和町役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第555号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨、通知があつた。

昭和61年11月11日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
度会郡南島町古和浦字西大河内615の6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を三重県農林水産部林業事務局林業課及び南島町役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第556号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨、通知があつた。

昭和61年11月11日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
北牟婁郡紀伊長島町長島字松本ノ上804（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
公共施設用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を三重県農林水産部林業事務局林業課及び紀伊長島町役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第557号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による付保義務の同意を求めため、発起人から次のとおり届出があつた。

なお、この届出に係る指定漁船調書は、三重県農林水産部水産事務局漁政課に備え置いて、昭和61年11月17日から同月25日まで縦覧に供する。

昭和61年11月11日

三重県知事 田 川 亮 三

加入区の名 称	発 起 人		漁船損害等補償法第113条第1項の申出をした漁業協同組合
	住 所	氏 名	
大 口	松阪市高町 松阪市大口町 松阪市高町	石 川 利 勝 宮 崎 操 大 橋 芳 郎	大口漁業協同組合
和 具 浦	鳥羽市答志町和具浦 鳥羽市答志町和具浦 鳥羽市答志町和具浦	浜 口 久仁男 浜 口 博 之 浜 口 薫	和具浦漁業協同組合

千賀 堅子	鳥羽市堅子町 鳥羽市堅子町 鳥羽市堅子町	山下 勝次 坂本 辰男 鎌谷 弘	千賀堅子漁業協同組合
矢口 浦	北牟婁郡海山町矢口浦 北牟婁郡海山町矢口浦 北牟婁郡海山町矢口浦	家崎 春季 川村 豊 植村 広	矢口浦漁業協同組合
引 本	北牟婁郡海山町 北牟婁郡海山町 北牟婁郡海山町	坂 長平 野村 信一 平山 武美	引本漁業協同組合
木 本	熊野市井戸町 熊本市木本町 熊本市木本町	間部 誠 浜中 文雄 酒井 数馬	木本漁業協同組合

三重県告示第558号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により鈴鹿都市計画道路を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和61年11月11日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画を変更する土地の区域

3・4・25 四日市鈴鹿線

3・4・26 高岡采女線

3・4・27 小田線

都市計画図書において表示する。

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課及び鈴鹿市都市計画部都市計画課

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共）1箇月 2,200円

1箇年 26,400円

昭和61年11月11日印刷発行

津市広明町13番地

三重県

印刷 三重県総務部学事文書課